

**田村市農産物振興施設整備事業建設工事設計業務
候補事業者選定に係る審査要領**

1 趣旨

この要領は、田村市農産物振興施設整備事業建設工事設計業務（以下「本事業」という。）の候補事業者（以下「候補者」という）選定に係る審査において、公正、公平な審査を行うために必要な事項を定める。

2 審査日

審査は、令和5年11月中旬に開催する。

なお、応募者がいない場合は、改めて選定内容、選定期間を設定する。

3 審査方法

候補者の選定は、企画提案図書、プレゼンテーション及びヒアリングを基に、田村市農産物振興施設整備事業建設工事設計業務公募型プロポーザル審査委員が審査を行うものとし、最も評価の高い事業者を候補者に選定する。

(1) 提出書類の配付

事業者から提出された書類については、審査開催日前に委員に配付する。

(2) プレゼンテーションの実施

ア 企画提案図書に基づき、応募者が提案内容を説明する。

イ 説明時間は、15分以内とする。

ウ 応募者の説明者は、4名までとする。

エ 説明には、パソコン、スクリーン等を使用することができる。

（応募者がパソコンを持ち込み、スクリーン及びプロジェクター等を市が準備する。）

(3) ヒアリングの実施

ア 企画提案図書の内容及びプレゼンテーションに基づき、ヒアリングを実施する。

イ 質疑応答の時間は、10分程度とする。

(4) 審査表の記入

ア 5(2)で示す審査基準に基づき、別紙「候補事業者審査表」に点数を記入する。

イ 記入時間は5分程度とする。

(5) 審査評定表の回収及び集計方法

全ての審査が終了した時点で、事務局において審査表を回収し、応募者の平均点を集計する。

(6) 候補者の選定

ア (5)により算出した値のうち、審査時の出席委員の平均得点が100点満点中60点以上(6割以上)であり、かつ審査時の出席委員の平均得点が最も高い応募者を選定する。

イ 事務局が集計結果を審査委員会に報告し、審査委員会は委員の承認をもって候補者を選定する。

4 審査

審査項目及び基準等は以下のとおりとする。

(1) 審査項目

審査項目は、別表のとおりとする。

(2) 審査基準

ア 実績について（配点 10 点）

施設の設計実績の件数

- ① 平成 25 年 4 月 1 日から田村市農産物振興施設整備事業建設工事設計業務公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）の公告日までの農産物加工施設の設計業務の実績件数について、審査基準に基づき配点する。

イ 企画提案について（配点 45 点）

（ア）実施方針に関すること

- ① 本事業が、田村市農産物振興施設整備事業建設工事設計業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）にある事業の目的、内容、条件の理解度を審査する。
- ② 事業の円滑な実施を図るために、施設の設計の工程について事業計画の実効性を審査する。

（イ）施設及び附帯設備に関すること

- ① 施設及び付帯設備の構成・構造等について審査する。
HACCP 等の各種法令を遵守し、気候や騒音等周辺環境に配慮した施設及び付帯設備（構成、構造、設備、規模、配置など）の考え方について審査する。
- ② 管理計画について審査する。
本施設における 5 年間の管理計画（管理計画、修繕計画及び管理コスト等）の実効性を審査する。

ウ 技術提案について（配点 25 点）

（ア）技術指導に関すること

管理技術の指導体制及び指導内容（機器・設備の取扱説明、管理技術の指導研修及び指導者派遣等）とその長期的な指導計画について審査する。

（イ）経費削減策に関すること

作業労力削減策及び省エネ対策の内容や、それに伴う経費削減効果について審査する。

（ウ）整備後のアフターケアに関すること

故障時の迅速な対応や設備のメンテナンス頻度・内容について審査する。

エ 見積価格の評価（配点 20 点）

審査基準に基づき、見積価格の低い順に配点をする。

5 その他

- ① 審査委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受けない。
- ② 選定結果については、候補事業者決定後、速やかに応募者に書面で通知する。
- ③ 市は、選定された候補事業者と改めて見積合わせを行った上で、田村市農産物振興施設整備事業建設工事設計業務に関する契約を締結する。

別表

田村市農産物振興施設整備事業建設工事設計業務審査項目及び基準

審査項目		審査基準	評価ウェイト		
実績	農産物加工施設の設計実績件数 施設規模：延床面積 300 m ² 以上 <平成 25 年 4 月 1 日から公告日まで>	3 件以上 10 点	10	10	10
		2 件 6 点			
		1 件 2 点			
企画提案	実施方針	事業の目的、内容、条件等の理解度について	10 点	20	45
		事業工程の実効性について	10 点		
	施設	施設及び付帯設備の構成・構造等に関すること	15 点	25	
		管理計画に関すること	10 点		
技術提案	技術指導について	10 点	25	25	
	経費削減策について	10 点			
	整備後のアフターケアについて	5 点			
見積価格		最低価格 20 点	20	20	20
		2 位 12 点			
		3 位以下 6 点			
合計			100		